

◆◇JPA事務局ニュース(No.12)-2010年9月6日-----◇◆

各組織で増刷して、役員に配布してください。

<発行>日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局
東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F
TEL 03-5940-0182 FAX03-5395-2833
address : jpa@ia2.itkeeper.ne.jp

* インターネットメールは、BCCにてJPA加盟・準加盟組織、役員等に活動に役立つニュースを不定期に配信します。メールアドレスのない加盟組織については、FAX、メール便にて配送します。送信もれ、または各組織で配信希望の役員がいる場合は、事務局までご連絡ください。（追加、訂正、削除などは事務局まで連絡をお願いします。）

◎第6回総合福祉部会（8月31日）の概要

8月31日、内閣府障がい者制度改革推進会議第6回総合福祉部会が厚生労働省講堂で開催されました。前回に続いて、新法にむけての論点を中心に話し合われました。

資料および当日の動画は、厚生労働省ホームページ（総合福祉部会のページ）に掲載されています。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

冒頭の挨拶で山井厚生労働大臣政務官は「厚生労働省概算要求は、一律1割カットのなかをかいくぐってどう予算をつけるかに苦労した。障害者福祉施策予算について、自立支援医療の低所得者の自己負担については検討課題として書かせていただいた。まだまだ不十分ではあるが、厳しいなかでも、半歩でも一歩づつでも障害をもつ人たちが地域で安心して暮らせるように努力したい。民主党は今代表選挙で落ち着かない雰囲気もあるが、それに惑わされず着実に前進できるようがんばる」と挨拶しました。

はじめにミニ学習会から。今回は「基本合意について」。佐藤久夫総合福祉部会長より、障害者自立支援法違憲訴訟の経過と合意文書の内容の要点として①障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定②障害者自立支援法制定の総括と反省③新法制定にあたっての論点④利用者負担における当面の措置（自立支援医療は当面の重要な課題）⑤履行確保のための検証の5点についての説明がありました。

次に論点D、E、Fについての議論に入りました。

分野D「支援（サービス）体系」、分野E「地域移行」、分野F「地域生活の資源整備」のテーマについて、あらかじめ委員から提出された意見のうち、意見の対立や相違のあるものにしての議論のポイントにしたがってすすめられました。

分野D「支援（サービス）体系」の議論のポイントとして茨木副部会長は①介護給付と訓練等給付の一本化など全体の支援体系をどう考えるか②パーソナルアシスタンスをどう盛り込める

か②福祉的就労について労働政策との関連でどのようなものを考えていくかの3点を挙げて、議論に入りました。

①については、そもそも提起された論点の枠が狭すぎる、介護ではなく自立を基本に据えた体系が必要、体系はシンプルでわかりやすいものにすべき、介護給付と訓練等給付の一本化ではすまない根本的な問題である、などの発言があり、野原委員からも、論点が問題意識とかみあわないこと、医療ぬきに社会参加が不可能な障害者の谷間を本当に解決するためには、その問題の位置づけ自体を高くしないとかがみ合った論点が浮かび上がってこないと発言しました。

②パーソナルアシスタンスの具体的な中身についても、シームレス（切れ目のない）な支援のためには縦割りでなく利用者がいかに使いやすい制度にするのが大事であるとの発言がありました。

③福祉的就労についての発言では、新制度では精神障害、知的障害の人たちの雇用もしっかりと決めてほしいとの発言。また複数の委員からは、就労の問題を自立支援法に押し込んでしまったところが問題であり、新法と労働法制との関連を議論するには作業チームでなく、部会を設けるべきとの要望が出されました。

分野E「地域移行」の意見について尾上副会長は、地域移行の法定化をとの指摘はたくさんあったが、その意見は多様であったと説明しました。発言では、どうしたら地域のなかで生活できるようになるかをしっかり検討すべき、なぜ地域移行かを前面に出しながら入院入所者の生活実態の現状をあわせてどうするのかを提示しないといけない、医療と福祉の連携によるアプローチが必要な障害者もいる、地域生活支援が足りない、在宅支援を先にやるべきなどの発言がありました。

分野F「地域生活の資源整備」については佐藤部会長より、自立支援協議会については賛否両論あったことから、その点にしぼって議論をと提起されました。自立支援協議会を機能させていくためには当事者のエンパワメントと自治体のエンパワメント、市町村ソーシャルワーカーの力量が不可欠、施策の進展を協議するしくみは新法でも必要、全否定ではなく有効に生かせる方向で考えていくべき、等々の発言がありました。

次に、報告事項として最初に、作業チームの区分けと構成員について、第18回推進会議で了承された内容の報告がありました。そのうち推進会議委員と総合福祉部会員との合同作業チームで行う、医療、障害児支援、就労の3つのチームについて東室長は、内容は非公開とすること。医療については年内に精神障害者の医療を、年明けからその他の障害者の医療を検討することで次の推進会議で検討すると述べました。また作業チームは10月以降の部会の後半に同時進行で分かれて検討されるので重複しての参加はできないこと、また新たに委員を入れることでなく必要に応じてヒアリングを行うなどで対応していくとされました。ただし他の作業チームへの意見書は出せるし、各チームがまとめる概要報告への補足意見も出すことができるようにすることも報告されました。

就労については関連する分野からの委員を入れて部会を、との意見について東室長は「以前から専門部会をとの意見はあったが、第一次意見の横断的課題で3テーマ、各論分野を入れて1

1のテーマがある。そのどれも大事な問題であるが、11すべての部会を立ち上げるのは現実的ではない。事務局体制も含めがんばればできるという域をはるかに越えている。意見はそのとおりと思うが、提案どおり作業チームでまず議論していただき課題がみつければ検討とさせていただきます。と述べました。

2つめの報告は全国実態調査について。WGの佐藤座長より、前回部会での議論を受けて、調査票を作成中であり、今年度の調査は郵送方式で行うこと。また総合福祉部会に委員を出している当事者団体へのヒアリングや、これまで意見を聞いてきた団体からの意見も聞いて試行事業を行うと報告されました。施設入所者と病院入院患者への調査については、来年度概算要求でも予算措置をしていないが、何とか捻出する方向で検討することです承されました。

次回は9月21日(火)、残りのG、H、Iの論点の検討を行うこと、また10月の部会は10月26日(火)となる予定との連絡で終了しました。

◎第7回総合福祉部会(9月21日)にむけてJPA意見を提出

9月6日、内閣府障がい者制度改革推進会議第7回総合福祉部会への論点意見を提出しました。意見は別紙添付のとおりです。今回も、加盟組織からの意見を反映させてとりまとめを行いました。費用負担のしくみをどう考えるかがメインテーマです。お読みください。

◎第19回推進会議(9月6日)で障害者基本法の抜本改正の議論がスタート

障害者基本法の改正は、来年の通常国会への法案提出にむけて、いよいよ具体的な法案改正の議論に入りました。詳しくは追ってニュースでお伝えしますが、今回の検討では「障害の予防」をめぐる、また「難病」の規定の仕方についての議論が行われています。委員の提出資料は内閣府推進会議のホームページに掲載されています。

配布資料 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_19/index.html

また、第6回総合福祉部会で議論された「合同作業部会」についての座長とメンバーについても提案され、次のように決まりました。

10月から総合福祉部会開催時に各チームに分かれて問題の整理等が行われます。

○就労＝雇用促進、福祉的就労、職場における合理的配慮

松井亮輔座長、竹下、新谷構成員

○医療＝精神強制入院 地域医療 経済負担

堂本暁子座長、関口、川崎構成員

○障害児支援＝障害児支援 児童福祉 障害児支援の位置づけ

大谷恭子座長、長瀬構成員

この作業チームには、総合福祉部会から部会員が加わります。そのメンバーについてはまだ決まっていません。

----- (事務局長 水谷幸司)